

鹿嶋屋東店の慶事

目次

はじめに

一 鹿嶋屋東店の家族と親類・一門

一 家族成員

二 東店の親類・一門

二 慶事の実際

一 縁談成立の過程

二 儀式の内容―袖の養子縁組と婚礼

三 経費

三 鹿嶋屋東店の組織と周辺

一 中之間と奥

二 東店で働く人々

三 東店の周辺

おわりに

キーワード 大店 慶事 鹿嶋屋東店 清左衛門

はじめに

江戸の大店をめぐることは、従来、三井・白木屋などに代表される他国住の大店を中心に研究が進められてきた。他方、江戸住の大店については、史料的な制約が大きいこともあり、そのすがたを個別事例に即して、具体的に明らかにすることは容易でない。しかし、岩淵令治氏が指摘するように、江戸住の大店が、広大な居宅の所持、文化活動へのかかわり方、店で働く奉公人の存在形態などの点で、他国住の大店と異なっていたならば、その固有の歴史像の解明やこれに資するような資料の発掘は、江戸の都市史を掘り下げようといううえで重要な課題といえるだろう。

このような課題に取り組むにあたり、東京都江戸東京博物館が所蔵する鹿嶋屋東店関連資料群（以下、東店関連資料と表記する）は、貴重な素材となりうる。これは、江戸の代表的な下り酒問屋にして、幕府の勘定所御用達も勤めた鹿嶋清兵衛の分家の東店に伝わった、近世〜現代にいたるまでの多彩な資料からなる。

鹿嶋屋東店は、本店（本家）の四代鹿嶋清兵衛が隠居し、文政九年（二八二六）に深川島田町（現江東区）に出した店である。東店の当主は代々「清左衛門」を名乗り、大名家を相手とした金融（大名貸し）を軸に経営を拡大していき、幕末には勘定所御用達も勤めた。本店に比肩しうる、江戸住の大店の最たる存在といえてよい。従来、鹿嶋屋東店の具体像については、ほとんど明らかにされてこなかったが、本稿は、

小酒井 大 悟*

* 東京都江戸東京博物館学芸員

東店関連資料から、その存在形態にアプローチする試みの一つである³。

東店関連資料のうち、本稿で注目したいのは、東店における「慶事」（喜びごと、祝いごと）にかかわる資料である。なかでも、「永代慶事録」という帳簿は、東店の家族の婚姻や養子縁組を中心に、元服や還暦などの慶事において執り行われた儀式の内容や参加者、献立、贈答品、経費内訳などを記録したものであり、比較的まとまった情報が得られる。

現存する「永代慶事録」のうち、近世のものは二冊である。一冊は天保四年～弘化四年（一八三三～四七）、もう一冊は安政四年～慶応二年（一八五七～六六）の慶事を対象とする⁴。このほか、東店の嫡子勇吉の婚礼の記録である、嘉永三年（一八五〇）九月「勇吉様御慶事下帳」という帳簿が一冊確認できる⁵。これら三冊の帳簿に記録される慶事の内容ほとんどは、東店の子らの婚姻や養子縁組で、実際には両方が結び付いていることが多い。

近世の商家における婚礼などの祝いごとについて、近年では、京都や大坂の商家を事例に研究が進められ、各種儀式の内容はもちろん、それぞれの商家の組織、同族や親類、出入の者たちと取り結んだ関係の内容や範囲が究明されてきている⁶。

このような成果に学びつつ、本稿では、鹿嶋屋東店における慶事＝婚姻や養子縁組にともなって執り行われる儀式を取り上げ、その内容を詳しく検討することによって、東店の組織や周辺との関係を解明し、江戸住の本店の存在形態に迫ることとしたい。

一 鹿嶋屋東店の家族と親類・一門

鹿嶋屋東店の慶事を取り上げるにあたり、まずは、東店の家族成員や、東店の周辺に展開する家々を概観しておこう。

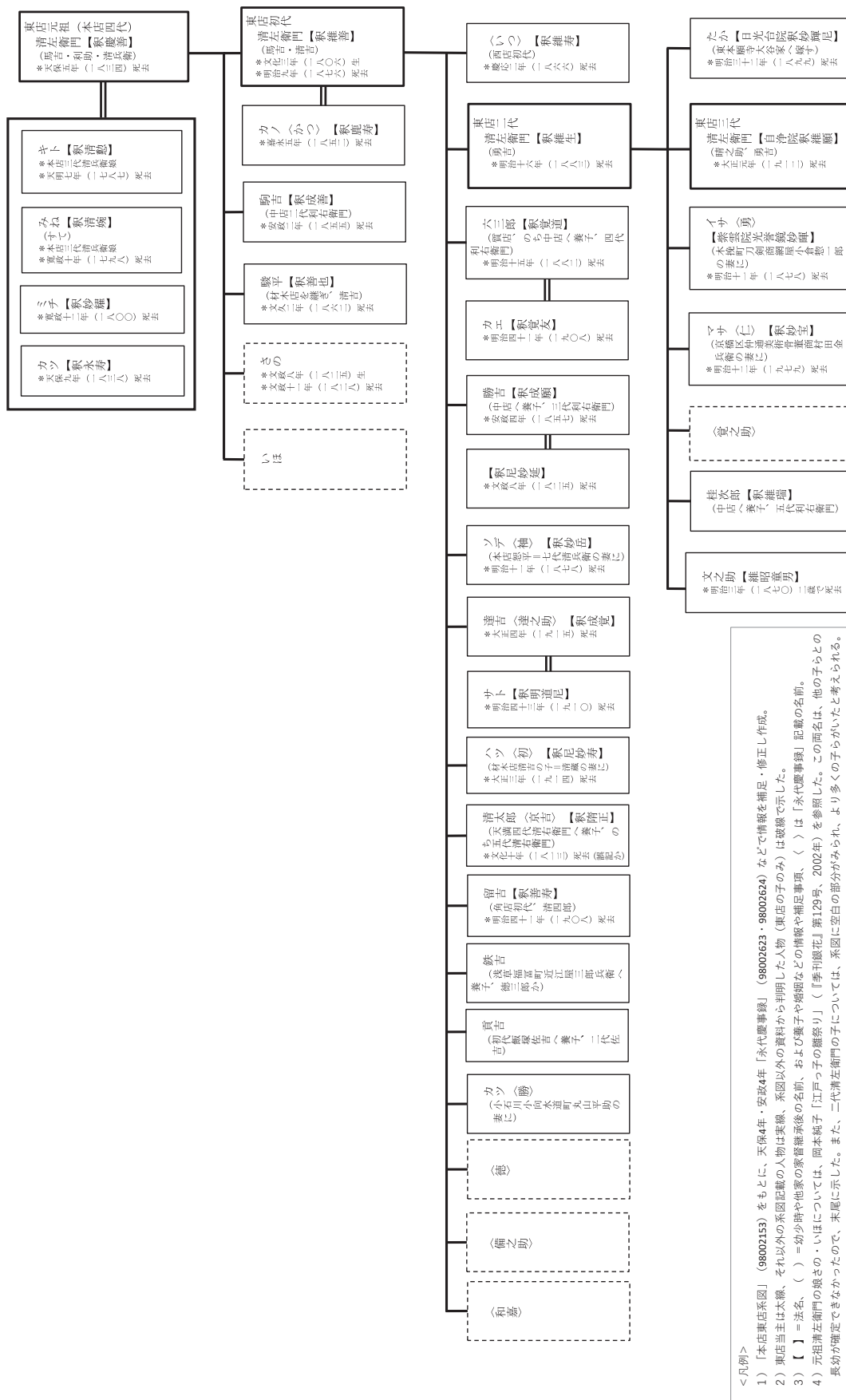
一 家族成員

鹿嶋屋東店の当主や家族について知るうえで、重要な手がかりとなるのが、「本店東店系図」（以下、「系図」と略記）である⁷。この「系図」をもとに、他の資料で情報を補足・訂正しながら作成したのが、【図1】である。本図から、「元祖」清左衛門をはじめとする東店の歴代の家族構成がわかる⁸。

元祖清左衛門の来歴は、前稿で言及したので、ここでは簡単に触れるにとどめる。彼はもともと、大坂天満の鹿嶋屋（鹿嶋清右衛門家）の三男として生まれ、幼名を馬吉といった⁹。その後、当時実子（男子）がいなかった江戸の鹿嶋屋本店三代清兵衛の養子となり、利助と改名した。やがて、本店の家督を相続し、三代清兵衛の娘キト（法名釈清懃）の婿となり、名も清兵衛と改めた（四代清兵衛）。そして、隠居すると靖（清）左衛門と改名し、深川島田町に鹿嶋屋東店を出した¹⁰。

元祖清左衛門の妻キトは、天明七年（一七八七）に死去する。その後の再婚相手もほどなく死去してしまい、最終的に、増田権太郎家（霊岸島川口町〈現中央区〉に所在したと推定）のカツという女性を娶り、妻とした。元祖の子は、基本的にこのカツとの間の子とみられる（母の記載のない子もいる）。なお、「系図」に記載のない、さの・いはは、初代清左衛門よりも後、また「系図」で「末子」とされている駿平よりも前に生まれたと考えられるが、駒吉の姉か妹かが不明のため、現段階では末尾に示してある。

初代清左衛門は、元祖の長男として、文化三年（一八〇六）に生まれた。天保五年（一八三四）正月に元祖が死去したことともない、東店の家督を継ぎ、清左衛門を名乗った。彼が死去したのは、明治九年（二八七六）正月で、それ以前に隠居した形跡はない。そのため、天保五年から幕末に至るまでの間、当主として東店を発展させたのが、この初代ということになる。妻は、本店五代清兵衛の次女で、カノといった。



【図1】 鹿嶋屋東店系図

カノは、嘉永五年（一八五二）二月に死去しているが、初代は後妻を迎えなかったようである¹¹。

初代清左衛門には、十五人の子がいた¹²。このうち、第二子で長男にあたる勇吉が、東店を継ぎ、二代清左衛門となった。勇吉の家督継承は、初代が死去した明治九年と考えられる。勇吉は同十六年二月に死去したので、彼が東店当主であったのは、七年ほどということになる。なお、徳、備之助、和嘉は夭折したのか、「系図」に記載がなく、末尾に示しておいた。

以上、【図1】を瞥見した。本図から、東店は、元祖以降、父子直系で相続されていたこと（二代清左衛門の第二子晴之助も東店を継いで三代となつている）、そして、嫡子以外の子らは、婚姻・養子縁組によって、本店・中店をはじめとする親類諸家や他家に出たり、あるいは東店から分家を出したりしたことが、改めて確認できる。そこで、次節では、【図1】でも頻出する、東店の親類や分家（及び別家）について整理することとしたい。

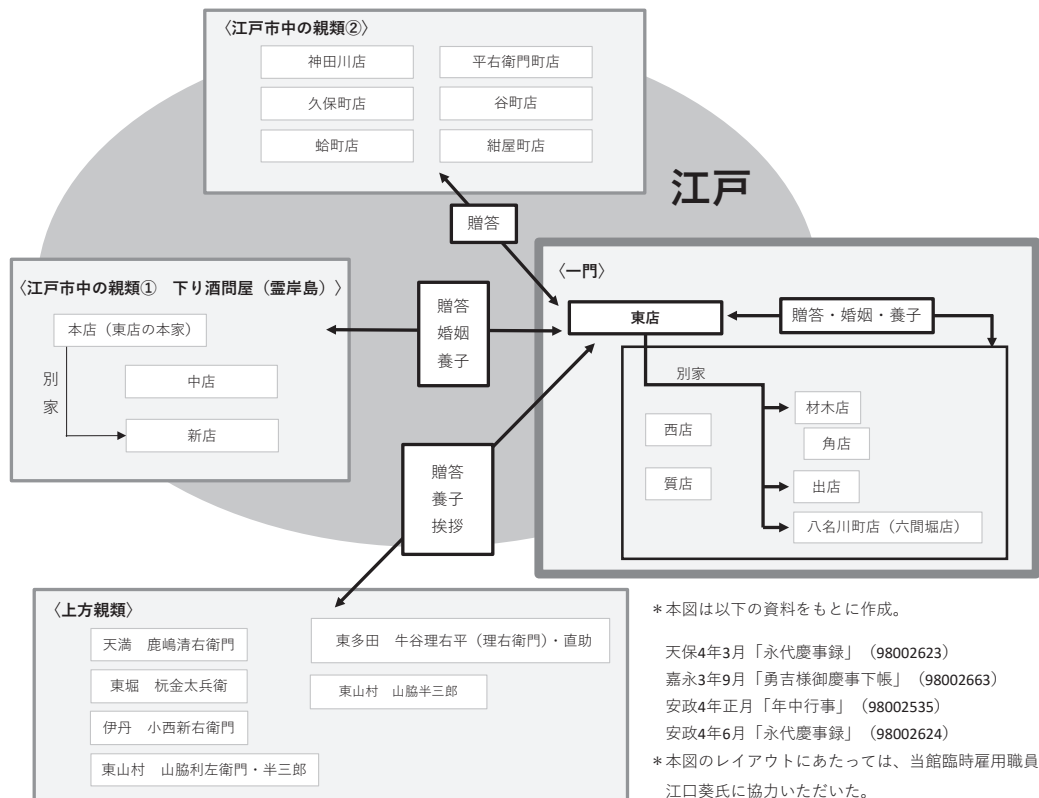
二 東店の親類・一門

鹿嶋屋東店の周囲には、資料上で「親類」と括られる諸家が展開した。ただし、そのなかには、東店から分かれた一門と称すべき家々（血縁の親族が出した分家、非血縁の奉公人が東店から暖簾分けして成立した別家）も含まれている。東店関連資料には東店と周囲の家々の関係をまとめた記録はなく、「一門」という語が資料上で明記されているわけではないが、以下では、整理のため、東店からの分家・別家は一門と把握することとしたい。

【図2】は、東店の視点から、親類や一門のおもだった家々との関係を示そうとしたものである。

まず、一門からみていくと¹³、材木店は、東店の成立に先立つ文化十五

年（文政元年、一八一八）三月に、源蔵という手代が、本店での長年の働きによって、別家と鹿嶋屋の屋号の使用を認められ、成立した¹⁴。こ



【図2】 鹿嶋屋東店と親類・一門

れを承認したのは、当時本店四代清兵衛とその息子清吉（のちの東店元祖および初代清左衛門）であった。その後、元祖の子駿平が清吉と改名して二代目当主となった。厳密には、本店の別家となろうが、東店の成立後は同家と密接にかかわり、清吉を二代当主に迎えるなど、東店の一門と解して差し支えない。

西店は、初代清左衛門の娘いつが出したという東店の分家で、深川島田町の東店の屋敷に隣接してあった。中店（後述）から東店に養子に入った清次郎といつが結婚したのち、遅くとも、弘化四年（一八四七）までには成立した。

質店は、初代清左衛門の息子六三郎が、天保五年（一八三四）に質屋仲間に加わり成立した¹⁵。ただし、分家したわけではなく、初代と同居を続け、東店の経営の一部門を構成していたと考えられる。安政四年（一八五七）六月に六三郎が中店の養子となって以降の動向は不明である。

出店の成立経緯や年代は不詳なものの、天保四年に成立したと考えられる。当主は源蔵で、材木店が清吉に継承されたことを機に、東店から認められ新たに出した店と考えられる¹⁶。東店の婚礼や養子縁組にもなう儀礼への参加・関与がしばしば認められる。

角店は、源蔵が当主であった頃に成立したと考えられる材木店の分家で、当初は源蔵の弟万蔵が当主であった。東店の慶事にともなう儀式を手伝ったり、祝物を贈ったりするなどのかわりが確認できる。文久三年（二八六三）二月に、東店初代清左衛門の子留吉（清四郎に改名）を、材木店の養子とし、角店に分家させるといふ縁談がまつまり、清四郎が角店を継ぐこととなった（「系図」では清四郎を角店の初代としている）。これらを勘案し、東店の一門に含めておく。

八名川町店は、東店の奉公人であった要助が出した店で、嘉永二年（二八四九）に六間堀（現墨田区）に移転し、以降は六間堀店と呼ばれたようである。東店と何らかの経営的なかかわりがあったようであるが、

その具体像は明らかにしえない。

以上の一門の諸家は、東店の慶事において、儀式・祝宴の参加、饂別・祝儀の品の贈答、養子縁組や婚姻の相手となる、などのかかわりがあった。

次に、親類は、江戸と上方とに大きく分かれる。

江戸の親類は、東店との関係でみると、霊岸島（現中央区）の下り酒問屋三家と、それ以外の各所にあった家々とに、さらに二分できる。下り酒問屋のグループの内、鹿嶋屋本店は、東店の本家にあたり、当主は代々清兵衛を名乗った。幕府の勘定所御用達を、その成立から幕末に至るまで勤めた、江戸住大店の代表的な存在といえる¹⁷。

中店は、本店からの有力分家で、当主は代々利右衛門を名乗った。

嘉永七年（安政元年、一八五四）の「江戸自慢持丸地面競」では、本店清兵衛とともに上位に名を連ねている¹⁸。新店は、本店手代が独立した別家と推測され、中店よりも格式は低い。中店・新店はいずれも、文政七年（一八二四）刊行の『江戸買物独案内』下巻に下り酒問屋として、本店とともに記載されており¹⁹、成立年代は東店より遡る。

以上の三家のうち、東店の婚姻・養子縁組の相手となったのは本店と中店で、とくに密接な関係にあった。

江戸市中の親類としては、このほかに、神田川店・久保町店・蛤町店・平右衛門町店・谷町店・紺屋町店などが挙げられる²⁰。それぞれの名称は、所在地に因むと考えられるが、当主名や経営などは不明である。これらの家々は、東店の養子縁組や婚姻の相手になることはないが、祝宴への出席、祝儀・饂別の品々の贈答といった場面で、東店とのかかわりが認められる。

さて、鹿嶋屋東店や本店の先祖は、摂津国川辺郡東多田村（現兵庫県）を發祥とする。同地の牛谷一族の一家が、鹿嶋の苗字を名乗り、そこから大坂や江戸の鹿嶋諸家が成立していった。そのため、東店には、冠婚葬祭の場面などで付き合いのある親類が上方にあった。

鹿嶋清右衛門は、大坂天満（北富田町、現在大阪市北区）で酒問屋を営んだ。本店の四代清兵衛Ⅱ東店元祖清左衛門はこの家の出身であったことは既述したが、このほか、東店初代清左衛門の第八子・清太郎がこの家の養子となっている。

牛谷理右平（理右衛門）と直助は親子とみられ、摂津国東多田村の牛谷一族のうちの一家である。小西新右衛門は、摂津国伊丹郷町（現兵庫伊丹市）で酒造業を営み、同町の惣年寄を勤めた。下り酒問屋を営む本店とは、稼業を通じてのかかわりもあったと考えられる。

山脇利左衛門と半三郎も親子とみられ、摂津国豊嶋郡の東山村（現大阪府池田市）に居住する上層百姓と推測される。本店三代清兵衛は山脇家からの養子、また五代清兵衛の妻の幸も山脇家の出身で、とくに本店との深いかわりかかわりが確認できる。

大坂とみられる「東堀」の杭金太兵衛は、上方親類として名前が確認できるものの、詳細は不明である。

こうした上方親類と東店との間で、婚姻や養子縁組が行われる機会は限られていたようであり、年始の挨拶や暑中見舞いなどの書状、婚姻などの慶事にあたっての贈答品のやりとりが、親類付き合いの主要な内容であった。次に掲げるのは、東店の嫡子勇吉の婚姻にあたり、大坂天満の清右衛門が祝儀の品を贈った際の書状の写しである²¹。

一筆啓上仕候、然は今般勇吉様御儀婚姻首尾能被成御整候由承之、千鶴万亀目出度奉賀候、於当地も御同慶奉存、随而輕少之至ニ御座候へとも目録之通進上之仕度、聊右御祝儀之印迄御座候、幾久敷御祝納被成下候ハ、忝奉存候、先は右御祝儀申上度如斯御座候、尚都後喜之時候、恐惶謹言

十月四日 同清右衛門

長 恒（花押）

鹿嶋清左衛門様
勇 吉様

本資料は年代を欠くが、勇吉の婚姻の年代から、嘉永三年の書状の写しとみて間違いない。勇吉の婚姻が整ったことを祝うとともに、祝儀の品を贈る、という内容である。これに対し、東店清左衛門と勇吉は、十月十六日付で礼状を清右衛門に宛てて出している²²。このような書状や贈答品のやりとりが、他の上方親類諸家との間でも行われていたものと考えられる。

以上のように、東店の周辺には、一門と江戸・上方の親類の諸家が展開していた。東店の子らの婚姻や養子縁組をはじめとする慶事は、一門・親類諸家結びつけ、また相互の関係を確認する機会となった。それは、東店の存続や発展にかかわる重要な問題であり、ゆえに東店では、後々までの参考に供すべく、慶事にまつわる詳細な記録が作成されたのである。

二 慶事の実際

それでは、東店において慶事にともなう儀式は、どのように進められたのか。

一 縁談成立の過程

まずは、養子縁組・婚姻の相手先がどのように決まったのかをみていく。鹿嶋屋東店の「永代慶事録」では、縁談が整った後の段階から記録が始まるのが通例であるが、元祖清左衛門の子駿平、初代清左衛門の子勇吉についてのみ、縁談がまとまる過程を知ることができる。ここでは、駿平の事例を紹介する²³。

天保四年（一八三三）四月六日、元祖清左衛門は妻カツ、子駿平・孫いつを連れて、伊勢国長嶋藩増山家の下屋敷（洲崎、現江東区）を、藤の花見物に訪れた。かねてより、増山河内守から見物に来るようにとの誘いがあつたようである。増山家中の者たちも出役し、清左衛門らの応対にあつた。

この日の昼飯の料理を担当するよう命じられていたのは、武蔵屋源次であつた。武蔵屋は、深川吉祥寺門前の有名な料理茶屋である。この席で、酒の酌人や料理の給仕人もとくにいなかったため、源次は、成田山の出開帳見物のついでに武蔵屋に逗留していた数寄屋河岸辺の娘二人に対応させ、酌人・給仕人として使うよう、清左衛門に言った。こうして、清左衛門らの給仕にあたることになった姉妹のうち、姉の方が「至極仁躰も宜候二付」、ということと清左衛門の妻カツの目に止まつた。

姉のことにつき武蔵屋源次に尋ねたところ、回答は次のようなものであつた。すなわち、姉妹の兄は、数寄屋河岸松屋茂兵衛の店で松屋栄蔵といい、仙台より出府してきた者で、古着屋を営んでいる。この者は武蔵屋源次の「末女」を嫁としており、ゆえに姉妹と武蔵屋源次は親類だという。

源次の回答を受け、清左衛門の妻カツは、武蔵屋の「おふん」という女性を介し、姉妹の親にあたる松屋茂兵衛に縁談を持ち掛けた。これに対し茂兵衛は、「御望二思召被下候ハ、差上可申」と前向きな返事をする一方、「取付身上二は中々支度等之義行届キ不申」、つまり江戸で商売を始めたばかりで、なかなか仕度なども行き届かないと懸念を伝えてきた。東店（カツ）側は、仕度のことには心配無用で、自分たちが引き受け、取り計らうと申し入れた。そして、武蔵屋おふん、さらには東店の手代千介が、諸条件の問い合わせを行ったところ、松屋茂兵衛側から、婚礼は秋ごろにしてくれないかと言ってきた。しかし、カツの強い希望があつたのだろう、東店側は、「此方も夫婦共老人之義二而物事至而精

急二候間、少も早く御左右承り度」、すなわち、こちらも夫婦とも老人で、とかく気が短く、せっかちであるので、少しでも早くこの縁談の諾否を承りたい、と迫つた。松屋茂兵衛側は親類と相談し、縁談を承諾すると回答してきた。これを受け、東店側は、有り合わせの用意で支障はなく、差し当つての入用は東店側で賄うと申し入れた。

こうして、縁談が整つたのは、藤の花見物からわずか四日後の四月十日。この日のことについて、「永代慶事録」には、次のように記されている。

四月十日数寄屋河岸江源蔵・千介御縁談取極二参り、弥相談相整候二付、御結納十七日と相送り候積り、是又取極メ候事

但御酒・御膳御馳走有之候事

すなわち、四月十日に数寄屋河岸の松屋茂兵衛のところへ、東店側から源蔵と千介が縁談を取り決めにいき、いよいよ縁談が双方で整つた。また、結納の日取りも四月十七日と決定した。なお、この時、源蔵と千介に対しては、松屋側から酒や食事が供されたようである。

以上が、駿平の縁談の成立過程である。一見して、東店側（とくに元祖清左衛門の妻カツ）の強い意向の下で縁談が決まっていたことがわかる。これは、駿平の婚姻相手の候補がカツの目に止まつたことが縁談に向けた交渉の発端となつてゐること、また、本件が元祖夫妻晩年の縁談であることなどによるものだろう²⁴。そのため、当主やその妻の主導性がかくも強く発揮されることはおそらく稀有で、多くの場合は、一門や親類諸家、あるいは取引先の商家が縁談相手を紹介し、それを受けて東店当主が判断するという形であつたと考えられる。

また、駿平の縁談成立に向け、源蔵や千介が相手方との実際の交渉を担当していた点も見逃せない。源蔵は、材木店や出店の主となり、東店

の慶事の儀礼を手伝うこともある、手代のような一面を持っていた。千介は、独自の居室を持つ手代として、東店の慶事の儀礼でしばしば重要な役割を果たしており、駿平の婚禮では、妻のまつとともに益事の介添人を務めた。こうした東店の手代もしくはこれに類する存在が縁談に向けた交渉を担っていたのであり、それは、一門・親類などの諸家が相手を紹介する場合でも同様であったといえるだろう。

二 儀式の内容―袖の養子縁組と婚禮

縁談が整ったのち、どのようなながれで儀式が進められたのか。初代清左衛門の第五子袖（**図一**）のソゴと本店の恕平の婚姻を例にみてもみよう。この婚姻は、弘化四年（一八四七）に袖が本店に養子入りし、嘉永三年（一八五〇）に比定される戊午に、恕平と袖の婚禮が執り行われる、という二段階を踏んだ²⁵。

袖が本店の「御養女」となる縁談が整ったのは、弘化四年九月時点の「去秋中」、つまり前年の秋であった。そして、弘化四年八月三日、東店の手代千介が本店に赴き、結納は九月一日、袖の荷物を本店に運ぶ「御荷物御送り」は同十五日、袖が本店に移る「御引移り」は同十七日とすることが取り決められた。

（一）結納

九月一日、本店から東店に結納の品々が届けられた。品目は、小袖一重、帯二重、「しら賀（しらが）」「古ん婦（こんぶ）」「寿留女（するめ）」「一折ずつ、「松魚節（かつおぶし）」一連、「家内喜多留（やなぎだる、柳樽）」一荷、というものであった。本店からの結納品の搬送にあたっては、この養子縁組を担当した宗助という手代が宰領を務めた。受け渡しが済むと、東店の八畳座敷という部屋で保八（出店の手代か）・千介が、宗助を供応した。

結納の日は、中店、材木店など東店の親類諸家や一門、菩提寺の證願寺、林述歳などに学んだ儒学者の西島蘭溪などが東店に集まり、祝宴が行われていた。結納品が到着したのは七ツ半時（十七時頃）で、夜四ツ半時（二三時頃）にお開きとなった。

（二）荷物送り

九月十五日、袖の荷物（事実上の嫁入り道具）が本店に送られた。運搬は、朝の満ち潮を利用し、伝馬船によって行われた。荷物の内訳は、箆筒五棹、用箆筒一棹、長持三棹、屏風一双、鉤台一荷、というものであった。荷物送りの宰領は、袖の婚姻を担当した東店の手代金兵衛が務めた。

袖の荷物とともに、本店の家族や関係者への土産物も一緒に送られた。土産の相手と品はおおよそ次のようであった。

本店家族への土産は扇子や友白髪、紙入、木櫛、矢立、謄本など。中店家族、上方親類である大坂天満の鹿嶋清右衛門ら、本店清兵衛とともに勘定所御用達を務めた森川五郎右衛門と三谷三九郎、菩提寺の證願寺、東店や本店の別家とみられる新店庄助や木場（出店）源藏などへは扇子と和紙（まれに友白髪も）が土産とされた。このほか、本店の手代衆、子供衆、男衆、女中衆、家主、鳶頭、船頭・車力・欠付（駄付）衆中などへは、金が土産とされた（五〇〜二百疋）。これらの品々は、本店を通じて各所へ配布されたと考えられる。

（三）引移り

九月十七日、袖は東店から本店に移り、養子となった。当日、内祝として、東店では、家族や奉公人、近所の者や独自に居室を持つ手代の妻、別家、家主などを集め、本膳料理が振舞われた。

八ツ時頃（十四時頃）に袖は駕籠で本店へ向け出発。供は金兵衛と

きさ(千介の娘)らが務めた。続いて、八時半頃(十五時頃)、東店の清左衛門夫妻が船で、四名ほどの供を連れて本店へ出発。

この日、本店では、東店のほか、中店夫妻、材木店清吉、久保町店利三郎、蛤町店夫妻、質店夫妻、さらに出店保八、新店庄助ら相伴の者たちが出席して袖の養子入りにもなう盃事、祝宴が行われ、夜九時頃(二四時頃)にお開きとなった。なお、この時の料理は、日本橋茅場町(現中央区)の料理屋と考えられる「伊勢太」が担当した。

(四) 部屋見舞

部屋見舞とは、婚礼の翌日もしくは数日後に、親族の女性が祝物を持って新婦を見舞うことをいう。東店の慶事をみるに、養子縁組でも行われたようであり、本事例では、九月十九日に、東店からきさが、料理や菓子、養老酒などの祝物を入れた提げ重箱を持って本店を訪れている。この訪問は、資料上で「三ツ目御部屋見舞」と記される。「三ツ目」とは、袖が本店に移った十七日から三日目、ということを目指すのだろう。

こうした見舞は、養子先の本店からも行われた。九月二二日、「五ツ目御見舞」として、本店のなみ(女中か)が、鯛や平目、海老、青物などが入った交肴や赤飯を持って東店を訪問した。「五ツ目御見舞」と称されるのは、やはり、袖が本店に移ってからの日数に因むものと考えられる。

(五) 里開

里開とは、他家に嫁いだ新婦がはじめて実家に帰る、婚礼の儀式の一つである。この場合は、袖が養子となつてはじめて東店に帰る儀式であり、九月二三日に、東店で行われた。

袖はこの日、本店から駕籠で東店へ向かい、四時半時(十一時頃)に到着した。八時頃(十四時頃)、袖の養親となった本店清兵衛夫妻

が到着。すぐに東店の金兵衛が清兵衛夫妻に長鬘斗を差し出した。

里開には、中店夫婦、材木店夫婦、神田川店夫婦、久保町店利三郎、蛤町店夫婦、谷町店夫婦、質店夫婦などの親類・東店一門の諸家、さらに相伴として、新店夫婦、出店保八・源藏、本店の宗助など七名が招かれ(欠席の者あり)、袖や本店清兵衛の到着を待ち受けていた。

以上の来客に対し、東店の大座敷で酒や本膳料理が出され、接待には、出店の源介(源藏の子か)夫妻、角店の万藏夫妻、東店の手代の善八・金兵衛らがあたった。なお、里開の料理は、東店の慶事ではしばし料理を担当する福田屋安三郎が担当した。

里開に際し、袖は東店へ土産を持参した。東店の家族へは、扇子や友白髪、紙入、鏡付といった品、手代や女中、子供、下男、家主、鳶などへは金(二朱〜二百疋)が土産とされた。このほか、本店側から、袖の養子縁組に重要な役割を果たした、東店手代の金兵衛ときさに、「別段」の「御挨拶」として、白袖や腰帯が届けられた。一方、東店からは、袖の養子縁組に尽力した、本店宗助夫妻など四名に、八丈嶋などの織物が挨拶の品として贈られた。

以上で、袖の養子縁組にかかわる諸儀式は、ほぼ終了するが、この間に東店には、一門や親類の諸家、家主、出入の商人・職人、取引関係があると思われる商家など、方々から饒別の品々が届けられている。東店からも、各所に味噌(切手)や「小判餅」が配られていることを付記しておく²⁶。

(六) 婚礼

成年(嘉永三年)二月十五日、袖と恕平の婚礼が執り行われた。袖の養子入りから約三年後、ということになる。ただし、この場合、儀式の多くは本店で行われているため、「永代慶事録」では、さほど詳細な記

述はみられないが、儀式のながれは把握できる。

二月十五日、四ツ時頃（十時頃）、婿の恕平は、婿入式のため、本店の清兵衛夫妻とともに東店を訪れた。東店の大座敷で、初代清左衛門夫妻や勇吉（二代清左衛門）が挨拶をし、その後、「礼酒」、つまり盃事が行われ、婿入の儀式は終わりとなった。この時、本店は、扇子や鯉節を土産として持参し、東店は本店へ、拵付の脇差を進呈した。四ツ半時頃（十一時頃）、東店清左衛門夫妻は、鯉節や友白髪などを土産として本店へ向かった。そこで、袖と恕平の婚姻にともなう、盃事や祝宴が行われたものと考えられる。

二月十七日、部屋見舞（「三ツ目御見舞」）が行われ、東店・本店双方の使いの者が料理を詰めた重箱を持って、双方の屋敷を訪問している。重箱の内容は、やはり双方で事前に相談のうえ、合わされていたようであり、ともに九寸四方、五段重であった。

二月二三日、里開が行われ、袖は早朝に駕籠で東店を訪れた。本店の家族などの一行は、鯉節や友白髪を土産に舟で来た。祝宴は、東店の大座敷で行われ、本膳料理が出された。客は、本店の家族、中店さな（詳細不明）夫妻、材木店の面々で、東店側は清左衛門夫婦や子の勇吉、出店の保八、また、袖に付き添って来た本店の三郎平・りうが、この宴席に参加した。料理は福田屋安三郎が担当し、馬琴という講釈師（初代宝井馬琴か）による講釈も行われた。

以上のように、袖の本店への養子入りは縁談成立後、結納↓荷物送り↓引移り↓部屋見舞↓里開、という順序で、またその後の恕平との婚姻は、恕平の婿入↓婚礼↓部屋見舞↓里開、という順序で進められた。このような儀式的ながれは、おおむね他の事例にも当てはめることができる。

三 経費

それでは、養子縁組や婚姻の儀式にかかる経費は、いかほどであったか。文久三年（一八六三）に並行して行われた東店初代清左衛門の第九子清四郎、および初代清左衛門の第十子徳三郎の婚礼の場合から確認しておく。

清四郎は、幼名を留吉といい、材木店のひさと結婚し、婿養子となった。徳三郎は、初代清左衛門の第十子鉄吉に比定される²⁷。浅草福富町（現台東区）の近江屋戸木三郎兵衛家の縫と結婚し、婿養子となった。

兩名の婚礼にあたり、東店が支出した経費とその内訳を整理したものが、【表1】【表2】である²⁸。

【表1】によると、清四郎の婚礼経費の総額は、金三三四両、銀五匁二分五厘にのぼった。

費目別にみると、「結納」は、東店から材木店への結納品々の代金、材木店からの結納品を運んできた宰領や持人への祝儀、本膳料理や酒の代金、木場の若衆や「一ノ組」という鳶集団への心付け、などの経費である。「荷物送り」は、清四郎の荷物送りに際し、材木店の人々に持参した土産物にかかった経費である。「引移り」は、清四郎が材木店へ移る当日、東店で家族や手代などに祝膳が振舞われた際の費用。「部屋見舞」は、清四郎の部屋見舞にあたり、東店手代の千介が材木店へ持参した重箱の肴・料理、菓子代、また材木店から部屋見舞の料理や菓子を持ってきた使や持人に与えた祝儀、などの経費である。「里開」は、清四郎の里開を行うにあたって用意された料理代、清四郎らの供、女中、料理屋への祝儀などの費用が含まれる。

以上は、婚礼の儀式に沿った費目であるが、このほかに婚礼全体にかかわる、品物ごとの費目がある。「呉服・衣料」は、清四郎ら東店の婚礼参加者のためと考えられる呉服や、心付けの品の博多帯、結納や荷物送りの品を運んだ宰領や持人らが使ったとみられる足袋や腹掛け、脚絆などにかかった経費である。「調度・文房具」は、清四郎が材木店へ持つ

【表2】徳三郎の婚礼費用

費目	金		銀		
	両	分	匁	分	厘
結納	18	8	28	21	5
荷物送り	1	6	17	2	8
引移り	2	3	10		
部屋見舞	1	5			
里開	40	19	61	27	5
呉服・衣料	223	24	99	81	42
別口（おもに呉服）	23	4	28	17	5
調度・文房具	154	28	146	83	41
祝儀・配物	11	22	38	22	24
合計	509	3	33	6	

*安政4年6月「永代慶事録」(98002624)をもとに作成。
 *1両=60匁換算。
 *資料上では、合計が金509両、銀3匁6分となっており、微妙に計算が合わない。

【表1】清四郎の婚礼費用

費目	金		銀		
	両	分	匁	分	厘
結納	30	10	59	26	10
荷物送り	18	10	29	12	
引移り	2	3	10		
部屋見舞	1	4	7	5	
里開	20	7	32	11	3
呉服・衣料	165	23	72	55	38
調度・文房具	66	26	132	80	32
祝儀・配物	3	9	26	29	10
その他		-2	5	5	2
合計	334		5	2	5

*安政4年6月「永代慶事録」(98002624)をもとに作成。
 *1両=60匁換算。
 *「その他」の金「-2」両は、台付の扇子箱、白木台の代金を丸屋忠助が東店に支払ったことを示すが、経緯は不明。

三 鹿嶋屋東店の組織と周辺

鹿嶋屋東店の慶事にともなう儀式は、縁談の当事者や家族はもちろん、手代、女中、家主、親類など、多くの人や家の関与が認められる。ここでは、慶事の儀式のようすから、東店の組織や周辺の諸主体との関係を明らかにしたい。

【表1】【表2】で、突出して大きな比重を占めるのは、「呉服・衣料」である。清四郎・徳三郎のいずれの婚礼でも、呉服の品代として、越後屋松次郎、大丸屋武八、三河屋伊助、白木屋彦太郎らに多額の代金が支払われており、両名の婚礼にあたって、東店では、三井越後屋や白木屋などの名だたる呉服商から高額の呉服を購入していたことがわかる。以上から、東店は慶事にあたり、三百両、あるいは五百両を上回る多額の経費を支出していたこと、そのなかで最も大きな比重を占めたのは、儀式参加者の呉服の費用であったことが明らかである。屈指の江戸住の大店である東店の暮らしぶりの一端がうかがい知れる。

ていった桐箆筒や長持とこれらの内張り、三宝(三方)熨斗飾り、毛氈、硯や墨、傘や雪踏、下駄、加賀蓑、膳椀、弁当箱、煙草盆、茶鐘(茶壺)、卦算、花瓶、五徳、などの経費で多岐にわたる。「祝儀・配物」は、清四郎の婚礼にあたり、各所から祝物を持って来た使への祝儀、結納から里開きに至るまでの非人の仕切代、各所へ配った「鶴ノ子餅」(すあま)の代金、などからなる。

各費目の内容は、徳三郎の場合の【表2】でも大きくは変わらないが、合計額は金五〇九両三分、銀三三匁六分と、清四郎の婚礼よりも費用がかかっているようである。これは、両名の縁談の相手先が、東店の一門(材木店)であるのか、一門・親類外の他家であるのかに起因している可能性がある²⁹⁾。

一 中間と奥

他の大店と同様、東店でも店表と、生活空間の奥が分かれており、この両者の間には「中間」という空間、組織があったようである。

中間の語が明記される資料は、現在のところ、嘉永三年（一八五〇）九月「勇吉様御慶事下帳」のみである³⁰。東店初代清左衛門の子勇吉（のちの二代清左衛門）の婚礼を記録したこの帳面は、いずれは清書され、「永代慶事録」にまとめられる予定であったと推測される。その表紙に、作成主体を示す「中間」という記載が確認できる。

勇吉の婚礼を取り仕切ったのは、東店の善八という「居付家守」であった³¹。東店の深川島田町における所持屋敷の家主ということになるが、彼は、一方で東店の手代としても活動していたようである。すぐ後で述べるように、善八は、東店の奥に縁談の交渉について報告を上げたり、奥から指示を受けたりしていることから、中間とは、店表を取り仕切る善八のような手代が詰める空間ないし組織と、ひとまずは把握できよう³²。

それでは、奥は、慶事にどのような形で現れ、どういう役割を果たしているだろうか。勇吉の縁談の決定過程から探ってみたい³³。

嘉永三年三月十八日、東店の親類である蛤町店の当主夫婦は、塗師勘治郎を供にし、上野に花見へ出かけた。そこで、勇吉の「御縁女」にふさわしい人物が蛤町店夫婦の目に止まり、勘治郎に素性などを調べさせたところ、その人物は、京橋新両替町二丁目（現中央区）で「大小拵渡世」を営む網屋小倉惣右衛門の娘であること、また、南伝馬町三丁目（同）で染屋を営む岩見という「老母同様」の者がいることがわかった。これらのことを、蛤町店は東店の「御奥」へ話し、そのうえで、とりあえず勘治郎から岩見に、当該の網屋の娘について問い合わせさせた。これに対し、岩見は、本家の「網屋惣兵衛」（惣右衛門の誤記か）に相談し、追って挨拶することであったため、そのままにしておいた。

しかし、岩見からの反応は、すぐにはなかったようである。そのような折、三月まで東店に下男として勤めていた徳助から、東店手代の善八に連絡があり、勇吉の「御縁女」の件はどうなったと尋ねてきた。岩見からの音沙汰がないことに困っていたであろう善八は、逆に徳助に、本件につき、どこから願うのがよいか尋ねたところ、徳助は交渉先として、網屋小倉惣右衛門の弟にして、勇吉の「御縁女」の叔父にあたる「銀座人」福嶋惣兵衛という者を挙げた。善八は早速、このことを「御奥」へ報告した。これに「御奥」は、次のように回答した。

初発勘治郎今岩見江引合之義も有之候事二付、兎も角も一応同人今岩見方江問合せ候上ニて相談可然旨

つまり、最初は勘治郎から岩見に問い合わせをしていたのであるから、ともかくも勘治郎から岩見に改めて問い合わせたうえで、福嶋惣兵衛に相談するように、ということであった。

これにより、まずは勘治郎から岩見に問い合わせをさせるも、はかばかしい返事はなく、ゆえに善八は岩見を窓口とした交渉を「手重之引合」と判断して、そのまま打ち捨てておくこととした。そして、四月六日に、善八と徳助は福嶋惣兵衛を訪れ、勇吉との縁談につき相談を行い、惣兵衛からは、ともあれ、まずは当該の網屋の娘を勇吉の縁女だと、東店から正式に認めてもらいたいとの要望が出された。善八は、これを「御奥」へ報告したところ、承知する（縁女と認める）旨の返事があり、あわせて、四月十五日か十六日頃に、富岡八幡宮の境内地の料亭伊勢屋で見合をしてどうかとの提案がなされた。これをうけて善八は、八日に再び福嶋惣兵衛を訪ね、相談したところ、見合は十五日に決まった。

十五日の見合も無事すみ、十七日に、善八が福嶋惣兵衛とともに網屋惣右衛門を訪ねたところ、網屋側より、今回の縁談をとてもありがたい

ことと思っている旨の挨拶があり、結納は四月二十九日に決まった。こうして縁談がまとまった。

以上から、中之間を構成する、「居付家守」にして手代の善八は、縁談の交渉や実務を取り仕切り、必要に応じて状況を奥へ報告し、家の当主清左衛門をはじめとする奥は、これをうけて種々の局面で判断を下していたといえる。

そのほかの奥の役割については、断片的な記述しかないが、縁談の取り決めや儀式の執行に特段の貢献をした者などに金品を配っていることは、奥のあり方に迫るうえで注目できる。勇吉の婚礼であれば、縁談取り決めに貢献した徳助に金や浴衣地、塗師勘治郎に金を奥から配っている。また、縁談の成就に尽力した福嶋惣兵衛に対しても、挨拶の品を善八に持参させている。これらが奥の支出として明記されていることは、奥の会計が、婚礼の諸経費一般を支出する東店の店表の会計と分かれていることを示唆しよう。

類似の事例は、ほかの慶事でも散見し、たとえば、万延元年(一八六〇)の材木店清蔵と東店初代清左衛門の第七子初の婚礼において、奥が「拵御脇差」一腰を金十二両で誂え、また、「京都様御札」(詳細は不明)として金一両一分を支出している。そして、これらは、清蔵と初の婚礼に際し、東店が支出した諸入用から除かれていることが確認できる³⁴。ここからも、奥と店表の会計が分かれていることがうかがえる。

このように、東店は店表と奥に分かれ、会計も分かれていた。両者の間には、店表を取り仕切る手代らが詰める空間・組織の中之間があり、慶事においては、中之間の手代が縁談の交渉などの実務を取り仕切り、当主清左衛門をはじめとする奥は、手代らの上申・相談に判断を下したり、必要に応じて独自に金品を配ったりしていた。

二 東店で働く人々

東店の慶事にともなう儀式には、当主家族以外の、東店で働く者たちが関与し、儀式の執行をささえた。資料上では、当主家族とは区別される使用人とか奉公人といった意味で「手代」という語が用いられることもある。その構成や規模は、年次によって変化があるが、ここでは、弘化四年(一八四七)の場合をとりあげよう。

この年の九月二三日、東店袖が本店に養子入し、その里開が執り行われた際、本店側は東店の者たちに土産を持って来た。そのうち、当主家族以外の「手代」の分の土産について、「永代慶事録」には、次のように記されている³⁵。

手代之分

- 一、金貳百疋ツ、 千助・金兵衛・善八・玄兵衛メ
- 一、金百疋ツ、 庄兵衛・万五郎・弥介・五助メ
- 一、金貳朱ツ、 小供茂吉・廣吉・常次郎メ
- 一、金貳朱ツ、 下男為蔵・嘉兵衛・三吉・太助・七蔵メ
- 一、金百疋ツ、 女中・乳母共并お袖様乳母ひさ共メ拾六人
- 一、金百疋ツ、 宅持内義まつ・きさメ
- 一、金百疋 家主熊吉
- 一、金貳百疋 鳶頭吉五郎
- 一、金貳朱ツ、 欠付鳶清蔵・豊次郎・安五郎・金次郎・八名川町吉蔵

東店の「手代」として括られている者たちの総数は、四一名にのぼる。土産の金額や肩書から、「手代」内部の階層性や位置付けが、ある程度うかがえる。

とくに、金二百疋ずつを土産としてもらっている千介(助)・金兵衛・

善八・玄兵衛は、最上層の者たちである。

千介は、東店の経営に深く関与しており、天保五年（一八三四）段階では、質店六三郎の後見も務めた³⁶。東店の慶事にともなう儀式の多くで実務を取り仕切り、盃事の介添役などの重要な役割を果たした。袖の本店への養子縁組では、本店側と交渉して、結納や荷物送り、引移りの日取りを決めている³⁷。彼は、独自に居宅を持っており（「宅持」）、家族には、妻まつと娘きさがいた（後述）。金兵衛は、袖の養子縁組の実務を担当したと考えられ、結納の人数や時限、土産物の内容などを本店側と交渉し、袖の引移りにあたっても供を務めた。また掲出資料に記される土産とは別に、本店から「別段」の挨拶の品（白紬一反）を贈られている³⁸。善八は「居付家守」で、嘉永三年に奥の判断をうかがいながら、勇吉の婚姻相手の決定に貢献したことは既述した。玄兵衛は、東店の一門を構成する八名川町店の屋敷を管理する家主で³⁹、東店の経営にも深く関与していたと考えられる。

金百正ずつをもちょう庄兵衛ら四名については情報が限られる。しかし、袖の養子縁組にあたり、本店宗介（袖の養子縁組の担当者）や中店達蔵といった親類諸家の有力手代、一門の当主や手代、東店の千介・善八・金兵衛らと連名で、正兵衛（庄兵衛）と五助が饒別の品（針筥）を東店へ贈っていることが確認できる⁴⁰。庄兵衛らも東店の経営に関与し、外部の諸家の者たちとの関係があったとみてよいだろう。千介らとの格差はあるものの、庄兵衛ら四名までを、本稿では手代と把握し、次に述べる子供（「小供」、いわゆる丁稚）や下男と区別しておくこととする。

金二朱ずつの子供や下男は、雑用に従事した者たちであろう。彼らのうち子供茂吉と下男太助・七蔵については、断片的ながら情報が得られる。弘化四年九月、袖の本店の引移りに際し、供の金兵衛・きさに、下男七蔵と鳶頭吉五郎が同行している。この時、袖に後発して、本店へ向かった初代清左衛門夫妻の供は、手代万五郎・女中なか・下男太助と子

供茂吉が務めている。また、袖の部屋見舞では、料理や酒の「持人」として茂吉と太助が、きさに同行している⁴¹。このように、子供や下男は、手代や後述する「宅持」手代の女性家族の補助的役割を果たしていた。なお、彼らは基本的に店表の仕事に従事したとみられるが、なかには奥の用事に従事した者もいた可能性がある。

金百正ずつの中・乳母は、この時点での東店に十六名いた。彼女らは、飯炊きや子の養育など、東店の奥の用事に従事していたとみてよい。掲出資料では、個々の名がわからないが、袖の本店への引移りに際し、後発して本店へ向かった初代清左衛門夫妻の供を、なかという女中が務めたことは既述の通りである。また、初代清左衛門の第一子一つの乳母であったとみれば、袖の引移りの時、本店へ先発している⁴²。慶事の場合では、やはり補助的な役割を果たしていたようである。

土産の金額は同じだが、まつときさは、右の女中や乳母と区別されている。両名とも「宅持」手代千介の家族で、まつは妻、きさは娘である⁴³。女中や乳母のように日頃、東店で働いていたわけではなく、東店の慶事にともなう儀式にしばしば動員されたようである。たとえば、まつは、いつの婚礼で千介とともに盃事の介添を務め、きさは袖の本店への引移りに際して供を、部屋見舞では使を務めている⁴⁴。両名は、女中や乳母とは区別され、「宅持」の有力手代の女性家族として、東店の慶事にともなう儀式の重要な場面にはしばしばかわったといえる。

金百正の家主熊吉は、善八と同様に、深川島田町の東店の所持屋敷を管理する「居付家守」である。東店は、十九世紀中頃の弘化・嘉永年間には、深川島田町以外の二〇を越える町々に屋敷を所持しており、その管理に多数の家主（家守）を起用していた。熊吉は、こうした家主らをとりとめる役割を果たしていたと考えられる。また、弘化五年（嘉永元、一八四八）、安政五年（一八五八）には、東店の屋敷地にあった富永稲荷の祭礼で使用する四神像や獅子頭の奉納にあたり、世話人を務め

ている⁴⁵。東店の慶事へのかかわりは、祝いの品を東店に贈る程度の場合がほとんどである。

鳶は、東店の奥で抱えられ、日頃は東店の屋敷の普請・修復、そのほかの雑事に従事し、火災時には早急に駆け付け、防火や持退人足となることが期待されていたと推測される。掲出した資料によれば、六名の鳶が東店に抱えられ、鳶を取り仕切る頭吉五郎には金二百疋、それ以外の者には金二朱ずつと、土産の金額に差が付けられていた。頭の吉五郎を中心に、鳶の東店の慶事へのかかわり方を確認しておくと、天保四年の駿平と松屋茂兵衛の娘との婚姻では、結納品の運搬にあたり、当時東店の抱鳶であった又五郎とともに、吉五郎が「荷廻し」を担当している。天保十四年に初代清左衛門の第四子勝吉が中店に養子入りする際の荷物送りでは、吉五郎、清蔵、安五郎、豊次郎らが箆笥などの荷物の持ち人を務めている。また、弘化四年九月に袖が本店へ移る際、供の金兵衛・きさに吉五郎が同行したことは先述した⁴⁶。

嘉永三年の勇吉の婚姻では、東店側が嫁いでくる勇吉の「御縁女」を、永代橋の「高瀬」という所で迎え、そこから深川島田町の東店の屋敷まで、東店の関係者で行列を組んで移動した。その際、吉五郎は「御案内人」として行列を先導し、ほかに二名の鳶が「御縁女」の乗物のすぐ後に付き添っている⁴⁷。

このように、東店の慶事において果たす鳶の役割は、荷物の運搬といった力仕事や使の付き添い、嫁入り行列の先導やそれへの参加など、多岐にわたった。

以上、本節の検討から、東店では、手代・子供・下男・女中や乳母・有力手代の女性家族・家主・鳶といった人々が働いていたこと、彼ら・彼女らは、店表の勤めか、奥向きの勤めかで分離がみられることが明らかである。関与の度合いに濃淡はあるが、こうした人々が東店の慶事における儀式をささえていたのである。

三 東店の周辺

最後に、慶事における金品の贈答から、東店と周辺のかかわりをみておきたい。

慶事における贈答儀礼の範囲は、やはり事例によって異なり、一概に整理することは難しい。そのため、ここでは、文久三年（一八六三）の清四郎と徳三郎の婚礼を事例として、若干の検討を試みる。

【表3】は、兩名の婚姻にあたり、誰が、どのような祝物・餞別を東店の清四郎・徳三郎に贈ったかを整理したものである。

贈与者はおおよそ、①～④のように区分できるようである。まず、①東店の親類や一門である（本店や中店など）。伊勢屋三郎右衛門（N0.7）は、東店から親類・一門と同様に処遇されていると考えておきたい。後掲の【表4】では、東店から、親類・一門諸家と同じ大きさの鶴の子餅（すあま）をもらっているためである。

②は、一門のなかでもやや格式が下がる出店や一門の手代、東店の有力手代、家主（N0.8）、鳶を含む東店に出入する商人や職人とみられる者（N0.11～13）で、大づかみには、手代や出入の商人・職人としてまとめられる。

③は、東店と対等か、それ以上のつきあいをする相手とみられ、丸上又四郎は、日本橋の袋物屋丸上の当主、越後屋松次郎や重三郎、大丸屋武八は、東店との取引を担当する三井や大丸の手代とみられる（N0.15・18・19）。石井佛心（仏心）は、富岡八幡宮境内で茶屋の伊勢屋を営んだが、廃業後は画家となった人物である（N0.17）。了我（N0.14）も、文人と考えられるが、現段階では特定できない。福田屋安三郎（N0.20）は、東店の慶事における祝宴や部屋見舞の料理をしばしば担当しており、とくに文久三年には、徳三郎の里開に際し、料理を担当した⁴⁸。②に区分される人々よりも格式の高い、取引先・文人とまとめられよう。

【表3】 清四郎・徳三郎の婚姻にともなう祝物・餞別

No.	区分	贈与者名	祝物・餞別	相手
1	①	本店	帯	清四郎
			縞帷子	徳三郎
2		中店	帯	清四郎
			袴地	徳三郎
3		谷町店・紺屋町店・西店	御召縮緬	清四郎
4		材木店・西店	袴地	徳三郎
5		神田川店・久保町店・平右衛門町店	上布	両名
6	紺屋町店・谷町店	玉川上布	徳三郎	
7	伊勢屋三郎右衛門	鯉節	両名	
8	②	出店源蔵、川口浅次郎、材木店豊吉、木場町徳兵衛、入船町友吉、家守熊吉、同亀吉、豊太郎、千助、兵右衛門	袴地	清四郎
			袴地	徳三郎
9		やす	鯛、鯉	両名
10		はな	鰈、こち	両名
11		大工吉兵衛、石屋勘兵衛、木挽弥兵衛、豊屋国太郎、家根屋三右衛門、瓦師金平、指物師庄次郎、塗師勘次郎、春屋金兵衛、経師清次郎、鳶吉五郎、植木屋市兵衛、左官三之助	鯉節	両名
12		魚屋長吉、鳳龍軒伊兵衛、花月堂保太郎、豆腐屋喜三郎、駕籠屋松五郎、松本屋忠次郎、八百屋平蔵	真綿	清四郎
			真綿	徳三郎
13	桶屋辰五郎	こち、あし	両名	
14	③	了我	紅白水引	両名
15		丸上又四郎	鯉節	両名
16		経師屋亦蔵母	鰈、喜寿	両名
17		石井佛心	鯛、鯉	清四郎
			料理切手	徳三郎
18		越後屋松次郎・重三郎	袴地	清四郎
			羽織地	徳三郎
19		大丸屋武八	真綿	清四郎
20		福田屋安三郎	鯉節	両名
21		三河屋伊助	鯉節	両名
22	④	平野町いせ	菓子	清四郎
23		上木場若者中	蒸籠切手	清四郎
24		下木場若者中	鯉節	清四郎
	鯉節		徳三郎	

*安政4年6月「永代慶事録」(98002624)より作成。

*贈与者名と祝物・餞別の品が同じで、相手が「清四郎」「徳三郎」で分かれているNo. 12・24は、「永代慶事録」で2件の記事として記載されているもの。同じく相手が「両名」とあるのは、1件の記事として記載されているもの。

④は、東店と町方における社会的な関係を取り結ぶ人ないし集団と把握される。平野町いせ(No.22)の素性はよくわからないが、清四郎や徳三郎の婚礼の折、東店から肴料として金百疋が深川平野町の名主で、深川島田町も管轄したとみられる甚四郎に贈られている⁴⁹。同じ平野町に住むいせは、家族など甚四郎の関係者と考えておきたい。また、上木場および下木場若者中(No.23・24)は、個々の町にあったと考えられる若者仲間の地域的結合と考えられ、上木場と下木場という結合単位があったことがわかる(後述するように、中木場を単位とする若者仲間の結合もある)⁵⁰。なお、下木場若者中が清四郎・徳三郎に餞別・祝物を贈っているのに対し、上木場若者中の贈り先が清四郎だけであるのは、縁組の相手の所在によると推測される。

こうした餞別・祝物に対し、東店からは霽の子餅や鯉節などが「配り物」として贈られている。配り物の内容と贈り先をまとめたのが、【表4】である。

霽の子餅の一升取・八合取はサイズを示す。これを基準にみると、贈り先は、No.1~10と、No.11以降とに分かれるようである。おおよそ、親類・一門かどうか、【表3】の区分でいえば、①かそれ以外かで配り物の内容に差があり、②~④の相手にはさしたる差を設けていないといえそうである。なお、上木場・下木場の若者中が【表4】にみえない理由は不明だが、清四郎の婚礼では下・中・上木場若者中へ、徳三郎の婚礼では下木場若者中へ、東店から心付けの金を贈っていることと関係しているかもしれない。

以上から、東店をとりまく諸主体は、①親類・一門、②手代、出入の商人・職人、③取引先の大店(の手代)や文人、④町名主や若者仲間、の四種に大きく分けられ、なかでも①と②③④の間に大きな区別があったといえる⁵¹。

おわりに

以上、本稿では、婚姻や養子縁組などの慶事にともなう儀式から、鹿嶋屋東店の組織と、同家をとりまく周辺の諸主体との関係を検討してきた。最後に、ここまでの検討結果を改めて整理しておきたい。

文政九年(一八二六)に成立した東店は、元祖清左衛門以降、父子直系で相続され、嫡子以外の子らは、婚姻・養子縁組によって、親類諸家や他家に出たり、あるいは東店から分家を出したりした。東店の子らの養子縁組や婚姻といった慶事は、東店と親類、一門(分家と別家)諸家の関係を確認し、結びつける機会となった。

養子や婚姻などの縁談が成立するまでの過程や契機は多様でありうるが、相手との交渉実務を担ったのは東店の手代であった。縁談成立後の儀式のながれは、養子縁組と婚礼が重なって進むことが多いが、これらが時間差を置いて行われた東店の袖の事例では、縁談成立後、結納↓荷物送り↓引移り↓部屋見舞↓里開、という順序で養子縁組の儀式が進められ、その後の本店恕平との婚礼は、恕平の婿入↓婚礼↓部屋見舞↓里開、という順序で執り行われた。こうした慶事にあたり、東店が支出した経費は一概にいないものの、文久三年(一八六三)に東店から他家の婿養子となった清四郎、徳三郎の婚礼の場合は、それぞれ約三三〇両、約五一〇両であり、そのなかで最も大きな比重を占めたのは、儀式参加者の呉服の費用であった。

慶事の儀式からみると、東店は店表と奥に分かれ、会計も分かれている。両者の間には、店表を取り仕切る手代らが詰める空間・組織の間があり、慶事の儀式において、中之間の手代は縁談の交渉などの実務を取り仕切り、当主清左衛門をはじめとする奥は、手代らの上申・相談に判断を下し、必要に応じて独自に金品を配った。こうした店表と奥の分離を前提に、手代・子供・下男・女中や乳母・有力手代の女性家族・

【表4】清四郎・徳三郎の婚姻にともなう東店の配り物

No.	配り先	配り物
1	本店	鶴の子餅（1升取）2組
2	中店	鶴の子餅（1升取）2組
3	神田川店	鶴の子餅（1升取）2組
4	材木店	鶴の子餅（1升取）1組
5	平右衛門町店	鶴の子餅（1升取）2組
6	久保町店	鶴の子餅（1升取）2組
7	谷町店	鶴の子餅（1升取）2組
8	西店	鶴の子餅（1升取）2組
9	紺屋町店	鶴の子餅（1升取）2組
10	伊勢屋三郎右衛門	鶴の子餅（1升取）2組
11	出店源蔵、川口浅次郎、材木店豊吉、木場町徳兵衛、入船町友吉、家守熊吉、同亀吉、豊太郎、千助、兵右衛門	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋ずつ
12	越後屋松次郎	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
13	丸上又四郎	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
14	大丸屋武八	鶴の子餅（8合取）1組
15	三河屋伊助	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
16	福田屋安三郎	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
17	石井佛心	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
18	了我	鯉節（3本入）1袋
19	大工吉兵衛、石屋勘兵衛、木挽弥兵衛、豊屋国太郎、家根屋三右衛門、瓦師金平、指物師庄次郎、塗師勘次郎、春屋金兵衛、経師清次郎、鳶吉五郎、植木屋市兵衛、左官三之助	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋ずつ
20	魚屋長吉、鳳龍軒伊兵衛、花月堂保太郎、豆腐屋喜三郎、駕籠屋松五郎、松本屋忠次郎、八百屋平蔵	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋ずつ
21	桶屋辰五郎	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
22	築地はな	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
23	やす	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋
24	平野町いせ	鶴の子餅（8合取）1組
25	経師亦蔵母	鶴の子餅（8合取）1組、鯉節（3本入）1袋

*安政4年6月「永代慶事録」（98002624）より作成。

家主・鳶といった多くの人々が東店で働いていた。かかる組織の東店をとりまく諸主体は、①親類・一門、②手代、出入の商人・職人、③取引先の大店（の手代）や文人、④町名主や若者仲間、の四種に大きく分けられ、とくに①と②③④の間に、つまり親類・一門とそれ以外の間に大きな区別があった。東店は、こうした社会各層の諸主体との間に、血縁的・経済的・文化的・社会的な関係を取り結びながら存在していたのである。

前稿で示した東店の町屋敷所持や幕府に供出した御用金額、そして、本稿で明らかにした、東店で働く手代などの奉公人の規模、店表・奥の分離などに加え、地主Ⅱ家持であることを踏まえるならば、東店を、従来示されてきた「大店」範疇で括れることは明らかである³²。しかし、店表での商いの内容や様相、居所の深川島田町をはじめとする町方住民との関係といった問題は、本稿で十分展開することができなかった。今後の課題としたい。

【註】

- 1 岩淵令治「江戸住大商人の肖像」（斎藤善之編『新しい近世史③ 市場と民間社会』新人物往来社、一九九六年）、同「大店」（吉田伸之編『シリーズ三都江戸巻』東京大学出版会、二〇一九年）など。
- 2 拙稿「鹿嶋屋東店の成立と展開」（『東京都江戸東京博物館紀要』第十号、二〇二〇年）。
- 3 なお、東店の鹿嶋清左衛門が本店の鹿嶋清兵衛とともに務めた勘定所御用達については、竹内誠『寛政改革の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）で詳細に分析され、また近年の成果としては、若山太良「江戸町会所の運営と勘定所御用達の役割」（牧原成征編『近世の権力と商人』山川出版社、二〇一五年）がある。しかし、前掲註1岩淵論文「大店」が指摘するように、これらの研究では、勘定所御用達を務める個々の大店のすがたが究明されているとは言い難い。
- 4 天保四年三月「永代慶事録」（東京都江戸東京博物館蔵、九八〇〇二六二二三）、安政四年六月「永代慶事録」（同九八〇〇二六二二四）。以下、館蔵資料について

は資料番号のみを記す。

- 5 九八〇〇二六六三。この帳簿の記載内容は「永代慶事録」と変わらず、後日清書のうえ、他の慶事とともに「永代慶事録」としてまとめられる予定であったと考えられる。
- 6 森田登代子「近世商家の儀礼と贈答」（岩田書院、二〇〇一年）、平田雅子「商家同族団における婚姻の特質」（『日本歴史』第六九七号、二〇〇六年）、森本幾子「近世大坂商家の婚礼」（『なにわ・大阪文化遺産学研究センター』二〇〇七）、二〇〇八年）、小松愛子「逸身家の婚礼」（逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 銭屋佐兵衛 一 逸身家文書 研究』東京大学出版会、二〇一四年）など。
- 7 九八〇〇二一五三。ただし、大正三年（一九一四）以降にまとめられたということもあり、誤記とみられる記載も散見する。
- 8 「系図」では東店の歴代当主の清左衛門に、「元祖」「初代」という肩書や注記が付けられている。以下、本稿でも区別のため、元祖や初代などの表記を踏襲する（ただし、「」は略す）。
- 9 なお、本稿では、鹿嶋屋東店や親類の諸家の苗字を「鹿嶋」で統一して表記している。ただし、資料では「嶋」「島」が区別なく用いられているようにみえる。
- 10 前掲註2拙稿。
- 11 安政四年正月「年中行事」（九八〇〇二五三五）に収められた、大坂天満の酒問屋である鹿嶋清右衛門に宛てた書状の写しによれば、カノは「産後肥立不足」により死去した。なお、「年中行事」は、のちの参考とするため、さまざまな場面でやりとりされた書状を写した文集としての性格を持つ。
- 12 「系図」には、初代清左衛門の子らの母に関する記載がみられない。
- 13 一門の諸店については、前掲註2拙稿でも言及しており、重複する部分もあるが、その後の分析によって新たにわかった事柄や誤りもあるため、改めて記述する。
- 14 文化十五年三月「証文之事」（九八〇〇二五〇八）。
- 15 天保五年九月「覚」（九八〇〇二五〇七）。
- 16 次章で詳述するように、天保四年四月に、材木店を継ぎ、清吉を名乗ることになる駿平と数寄屋河岸の松屋茂兵衛家の娘との縁談が決まった。この婚姻を機に、駿平は材木店を継いだと考えられる。
- 17 本店鹿嶋清兵衛家についての近年の研究として、伊藤昭弘『藩財政再考』（清

- 31 文堂出版、二〇一四年）が、金の貸借をめぐる同家と佐賀藩の関係を究明しており、注目される。
- 30 青木美智男編『決定版 番付集成』（柏書房、二〇〇九年）。一三二〇〇六七。
- 29 なお、蛤町店については、前掲九八〇〇二六六三によると、部屋住とされていることを補足しておく。
- 28 前掲九八〇〇二五三五。
- 27 前掲九八〇〇二五三五。
- 26 以下、本節の記述は、とくに断りのない限り、前掲九八〇〇二六二三による。
- 25 元祖清左衛門は翌年の天保五年、妻のカツは同九年に死去している。夫妻は、自分たちが生きていた間に、少しでも早く、駿平の結婚を実現しようとしたと理解できよう。
- 24 以下、袖の婚姻についての記述は、とくに断りのない限り、前掲九八〇〇二六二三による。
- 23 なお、東店は十月十五日に、本店の子の恕平、きみ、袖（東店から養子入り）、陽平らを招待している。しかし、袖の養子縁組に、必ずしも不可欠なものではなかったようで、「永代慶事録」には「決而已来例ニは不相成候事」と、決して以後の例にはならないと注記されている。
- 22 なお、「系図」（九八〇〇二一五三）によると、鉄吉は「万年町店へ養子トナル」と記されているが、「万年町店」は本稿で対象としている慶事にかかわる記録には見えず、誤記の可能性がある。初代清左衛門次男六三郎が中店の養子となった際に六三郎の名を継ぎ、その後自身が婿養子となるにあたり、徳三郎と改名したと考えられる。
- 21 以下、本節の記述は、とくに断りのない限り、前掲九八〇〇二六二四による。念のため付言すると、清四郎や徳三郎の婚礼経費が特別に高かったわけではないようで、安政四年に六三郎が中店の養子となった際の縁談では金四〇四両余、慶応元年に貢吉が松屋飯塚佐吉家の婿養子となった時の婚礼では金五八両余を、東店は経費として支出している。年次による物価変動は当然あるとしても、慶事に対する東店の支出の規模はうかがい知れる。
- 20 前掲九八〇〇二六六三。
- 19 「居付家守」の語は、弘化五年二月「四神像 朱雀」「四神像 玄龜」（九八〇〇二二九二・九八〇〇二二九四）の箱書による。
- 32 ただし、奥と手代の関係は、より立ち入った検討が必要である。弘化四年に東店の袖が本店に養子に入り、東店より諸方へ味酩切手などの配り物が行われた際、配布先として名が挙がっている、手代の千介・金兵衛・善八・正兵衛・五介らに対し、「奥」との肩書が付けられている。これは一時的に彼らが、「奥」に属していたことを示すのか、それともほかに違った意味があるのか、現段階では特定できず、今後の課題としたい。前掲九八〇〇二六二三。
- 33 以下、本節における勇吉の婚姻についての記述は、前掲九八〇〇二六六三による。
- 34 前掲九八〇〇二六二四。
- 35 前掲九八〇〇二六二三。
- 36 前掲註2拙稿。
- 37 前掲九八〇〇二六二三。
- 38 前掲九八〇〇二六二三。
- 39 前掲九八〇〇二二九二・九八〇〇二二九四の箱書による。
- 40 前掲九八〇〇二六二三。
- 41 前掲九八〇〇二六二三。
- 42 前掲九八〇〇二六二三。
- 43 前掲九八〇〇二六六三。
- 44 前掲九八〇〇二六二三。
- 45 前掲註2拙稿。これらの寄進では、家主や出入の商人など、東店にかかわる多数の人々が奉納者に名を連ねているが、その全体像については、別稿で詳述予定である。
- 46 以上の鳶と東店の慶事のかかわりについては、前掲九八〇〇二六二三による。
- 47 前掲九八〇〇二六六三。
- 48 前掲九八〇〇二六二四。
- 49 前掲九八〇〇二六二四。
- 50 都市江戸における若者仲間については、吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』（東京大学出版会、一九九九年）を参照。なお、上・中・下木場若者中の内部構成や性格については、現段階で明らかにしえず、今後の課題としたい。
- 51 慶事での金品の贈答の範囲は、すでに断ったように、事例によって差があり、本稿で示した東店をとりまく関係の範囲は、さらに広がる可能性がある。
- 52 とくに、前掲註1岩淵「大店」を参照。